

社会福祉法人 宝安寺社会事業部

虐待対応委員会 要領

(設置)

第1条 社会福祉法人宝安寺社会事業部（以下、「法人」という。）虐待対応委員会要綱を受けて、本要領を定める。

(委員)

第2条 虐待対応委員会の委員は、理事長が指名する下記の者とする。
役員・管理者委員6名。その他理事長が必要と認めた者。

(役員)

第3条 虐待対応委員会の役員を委員長とし、理事長が任命する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の検討議題、開催日時を決め、事務局に通知し関係委員へ周知させるものとする。

(書記)

第6条 書記は、会議の状況、内容、意見、結果等を会議の都度記録し、議事録の作成を行う。

(会議)

第7条 会議は委員長の招集により開催するものとする。
2 召集された委員は、会議資料を用意し意見を述べ、会議の有意義かつ円滑な進行に貢献するものとする。

(事務局)

第8条 虐待対応委員会の事務局は、法人本部に置く。
2 事務局は、委員長と連携し、会議場の確保、委員への会議通知等に当たるものとする。

(運営の内容)

第9条 虐待対応委員会は、原則として、虐待の疑われる事案が発生したときに必要に応じて開催する。
2 委員長は、委員会の議事録を都度理事長に提出する。

(その他)

第10条 その他必要なことは、理事長が別に定める。

付則 この要領は、平成27年12月1日より施行する。